

許可申請調書

議案第1号

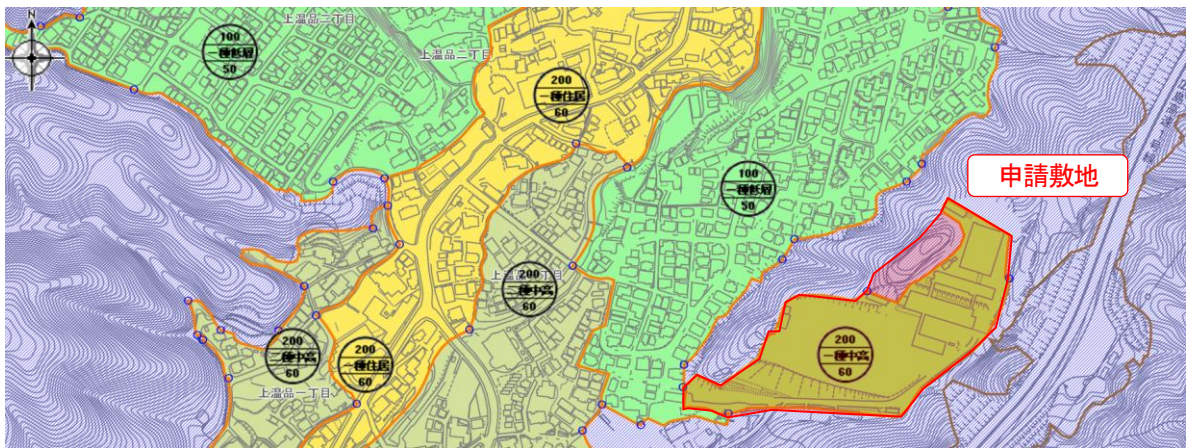
件名	建築基準法第48条第3項に係る許可（用途制限に係る特例許可）について			
申請者	住所	広島市中区基町9-42		
	氏名	広島県教育委員会教育長 篠田 智志		
申請敷地	広島市東区上温品四丁目375-90			
用途地域	第一種中高層住居専用地域、指定なし		防火指定	指定なし
用途・規模	用途	倉庫、事務所等	工事種別	用途変更
	構造	鉄筋コンクリート造		
	階数	6階建て	高さ	22.650m
	敷地面積	45,525.18㎡		
	建築面積	4,476.70㎡	建ぺい率	9.83% ≤ 60%
	延べ面積	12,488.33㎡	容積率	27.41% ≤ 100%
該当条項	建築基準法第48条第3項			
申請理由 申請に係る計画は、既存建築物を学校から倉庫、事務所等に用途変更するものである。 この計画は、建築基準法第48条第3項の規定（第一種中高層住居専用地域内における建築制限）に抵触するため、同項ただし書の規定による許可を求めるものである。				
付近見取図				
許可に対する意見 申請に係る計画は、第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれはないと認められる。				
調査等事項は別紙説明資料による。				

第一種中高層住居専用地域内の建築物の用途規制に係る建築物の特例許可について

1 許可申請の概要

広島県教育委員会が設置・運営主体である県立埋蔵文化財センター及び文書館は、埋蔵文化財の調査研究、出土遺物の整理・収蔵・保存管理等を行う施設である。この度、西区観音新町にある当該施設を令和5年度末に閉校した「広島県立安芸高等学校」の施設にバリアフリー改修を施した上で移転するに当たり、以下のとおり許可申請があった。

- (1) 申請者 広島県教育委員会 教育長 篠田 智志
- (2) 申請地 広島県立安芸高等学校跡地（広島市東区上温品四丁目 375-90）
（敷地面積：45,525.18 m²）
- (3) 用途地域 第一種中高層住居専用地域、指定なし



- (4) 建築物の用途及び規模 県立埋蔵文化財センター及び文書館
（倉庫、事務所、体育館、遺物収蔵庫、展示室、集会所、機械室）
延べ面積：12,488.33 m² 申請に係る建築物の数：12

2 用途制限への適合について

計画建築物は前記1(4)の用途からなる施設であり、第一種中高層住居専用地域に建築することができる建築物として建築基準法（以下「法」という。）に限定列举されているものに該当しない。

ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでないとしている。

（法第48条第3項、法別表第二（は）項、法施行令第130条の5の4）

3 公開による意見の聴取会の結果及び許可について

- (1) 利害関係者からの公開による意見の聴取会の結果について（法第48条第15項に基づき開催）
 - ア 開催日 令和7年9月29日（月） 午後7時30分～午後8時20分
 - イ 開催場所 広島市温品福祉センター
 - ウ 出席者 8人（全て申請敷地近傍の土地・建物所有者及び占有者である利害関係者）
 - エ 主な意見 別紙1のとおり（許可に反対する意見はなかった。）
- (2) 許可について（案）

本市においては、許可に当たり「広島市用途制限に係る特例許可基準」を定めているところ、本申請内容は別紙2のとおり同基準に適合していると考えられることから、許可するものとする。

4 経緯及び今後の予定

- 令和7年9月8日 建築許可申請
 9月29日 公開による意見の聴取会
 10月28日 建築審査会
 日付未定 （建築審査会の同意が得られた場合）消防同意の取得・許可

住民からの主な意見・質問

1 建築許可に関するもの

- (1) なぜ用途地域変更ではなく特例許可申請を選んだのか。
(本市回答⇒ 個別の建築物に対応するため用途地域を変更することは適切でないことから、建築物に係る用途制限の特例許可によることとした。)
- (2) 広島県の計画に対し、広島市が許可を出す仕組みが分かりづらい。
(本市回答⇒ 建築基準法第48条第3項に基づく手続により、特定行政庁である広島市が許可権者となり、申請者である広島県に対し許可をすることとなる。)
- (3) 駐車場や新たな建物の建設予定はないのか。
(申請者回答⇒ 建設予定はない。)

2 建築許可に関するもの以外（参考）

いずれも所掌官署に情報提供し、対応を依頼済みである。

(1) 通行・道路・安全について

- ア 墓地や団地への通行路が敷地内にあるが、今後も通行可能か。
- イ 過去に工事車両による事故（塀・電柱への接触）が複数回発生した。安全対策の徹底と連絡窓口を明確にしてほしい。
- ウ 道路の管理はどこが行っているのか。
- エ ごみステーションの移設に関する経緯と敷地の境界について確認したい。

(2) グラウンド・施設の活用について

- ア 校庭（グラウンド）を公園として開放してほしい。校庭を公園化するにはどうすればよいか。
- イ 子供たちが遊べる場所が地域に少ないため、教育委員会にはもっと子供のことを考えてほしい。

(3) 地域との関わり・イベントについて

- ア 埋蔵文化財センターが地域に開かれた施設になるようイベント開催や展示公開をしてほしい。
- イ 子供たちが文化財に触れられる機会を作してほしい。

「広島市用途制限に係る特例許可基準」への適合検討

1 各基準への適合状況

	許可の基準	計画内容
1 計画敷地 周辺の土地 利用状況等	特例許可を受けようとする計画敷地周辺の土地利用状況等は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 (1) 計画敷地が、建築が許容される地域に隣接しているか、又は近接していること。 (2) 計画敷地付近の土地利用状況が、既に建築が許容される地域と同様の状況となっている。 (3) <u>計画敷地周辺の地域の特殊性からみてやむを得ないものであり、かつ、用途地域の目的に反しない状況であること。</u> (4) 既存不適格建築物又は特例許可を受けた建築物の建て替えであって、当該建て替えが周辺環境の整備改善に資すると認められるものであること。	(3)について 当該敷地を囲む隣接地のほとんどは森林法に基づき地域森林計画対象民有林に指定された山林であり、かつ今後開発の予定されない市街化調整区域である。同区域が緩衝することで隣近接する住宅団地の住環境へ影響が及びにくい状況にある。 「第一種中高層住居専用地域」は都市計画法により「中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域」とされているところ、用途変更後の建築物の用途は、倉庫、事務所、体育館、遺物収蔵庫、展示室、集会所等であり、変更前の高等学校と同様に住環境に支障となるおそれのある騒音・振動などを生じさせる機能を有さない。 また、当該敷地内に立地する建築物は申請案件に係るもののみであり、当該地は申請者である広島県により今後も管理され、将来的にも住宅が建設される計画はない。 以上より、(3)に該当しており、「1 計画敷地周辺の土地利用状況等」の基準に適合している。
2 交通面への配慮	(1) 計画敷地の要件は、次のとおりとする。 ア 計画建築物の用途が工場又は自動車車庫にあっては、幅員が概ね8メートル以上の道路、又は幅員が6メートル以上（計画敷地から概ね8メートル以上の道路に通ずるまでの距離が、50メートル程度の場合）の道路に接しなければならない。 イ <u>その他にあっては、建築物の用途に応じ、計画建築物から生じる交通量を適切に処理できると認められる一定以上の幅員の道路に接していなければならない。</u>	(1)について アについて 計画建築物の用途は工場又は自動車車庫ではない。 イについて 計画建築物の利用は、職員と展示室への来館者が想定される。職員の常駐は10数名程度であり、県立埋蔵文化財センターのうち、展示室への来館者は、月30名の利用が見込まれる。 計画場所へ至る経路については、住宅団地の通過によらない経路（東1区116号広島市道）が確保されており、当該道路の幅員は5

	許可の基準	計画内容
2 交通面への配慮	(2) 計画建築物の用途が自動車車庫にあっては、自動車の出入口は駐車場法施行令第7条第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する基準を満足しなければならない。 (3) 駐車場法第20条第1項に規定する<u>特定用途</u>に供する部分を有する建築物にあっては、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に規定する駐車場整備地区以外の地域にあっては、原則として駐車場整備地区と同様の必要台数を確保した駐車場を整備しなければならない。 (4) 自転車等駐車場については、建築物の用途に応じて表の各欄に掲げる台数以上を確保しなければならない。(事務所における必要駐輪台数=事務所の床面積 (㎡) / 300 ㎡))	～10メートル程度であるため、計画建築物から発生する交通量は適切に処理できると考えられる。 (2)について 計画建築物は自動車車庫ではない。 (3)について 計画建築物は、特定用途(事務所)を含むものであり、33台以上の駐車台数が必要なところ、約430台確保している。 (4)について 計画建築物は、9台以上の駐輪台数が必要なところ、約400台確保している。 以上より、各基準に適合し、「2 交通面への配慮」の基準に適合している。
3 公害関係への配慮	(1) 良好な環境を確保するため、騒音、廃液等を生じる建築物にあっては、「広島県公害防止条例」の適用を受けない場合であっても、同条例に規定する基準を満足させるものでなければならない。 (2) 計画建築物の用途が自動車車庫にあっては、当該建築物の規模、階数等は、自動車の騒音、排気ガス、ライト等の影響に配慮し、敷地周辺の環境を害するおそれが少ない計画としなければならない。	(1)について 計画建築物は、騒音を生じる建築物ではない。 廃液については、専門の業者に委託し処理を行うこととしている。 (2)について 計画建築物の用途は自動車車庫ではない。 以上より、各基準に適合し、「3 公害関係への配慮」の基準に適合している。
4 景観等に対する配慮	(1) 計画敷地の周辺環境を良好に維持保全するため、敷地の周囲にはできる限りの空地を確保し、植栽等(概ね空地の10%以上)を施すよう努めなければならない。 (2) 計画建築物及び当該建築物に設置する屋外広告物等については、事前にパース等を作成し、意匠、色彩等を明記しなければならない。	(1)について 敷地内の計画建築物の周囲には、空地が十分確保されており、緑化率も約11.1%確保している。 (2)について 外構計画については、外壁色をアイボリー色の低彩度なアースカラーとしている既存建築物から変更がないものであるため、景観上支障ない。 以上より、各基準に適合し、「4 景観等に対する配慮」の基準に適合している。

2 検討結果

本申請内容については「広島市用途制限に係る特例許可基準」に適合している。

議案第1号

建築基準法第48条第3項に係る許可
(用途制限に係る特例許可)について

目次

- 1 許可申請の概要
- 2 用途制限への適合について
- 3 公開による意見の聴取会の結果及び許可について
- 4 経緯及び今後の予定

1 許可申請の概要

- 広島県教育委員会が設置・運営主体である
県立埋蔵文化財センター及び文書館
は、埋蔵文化財の調査研究、出土遺物の整理・
収蔵・保存管理等を行う施設である。
- この度、西区観音新町にある当該施設を令和5年
度末に閉校した「広島県立安芸高等学校」の施設
にバリアフリー改修を施した上で移転するに当たり、
次のとおり許可申請があった。

1 許可申請の概要

(1) 申請者

広島県教育委員会 教育長 篠田 智志

(2) 申請地

広島県立安芸高等学校跡地

(広島市東区上温品四丁目357-90)

(敷地面積：45,525.18m²)

(補足資料) 申請地

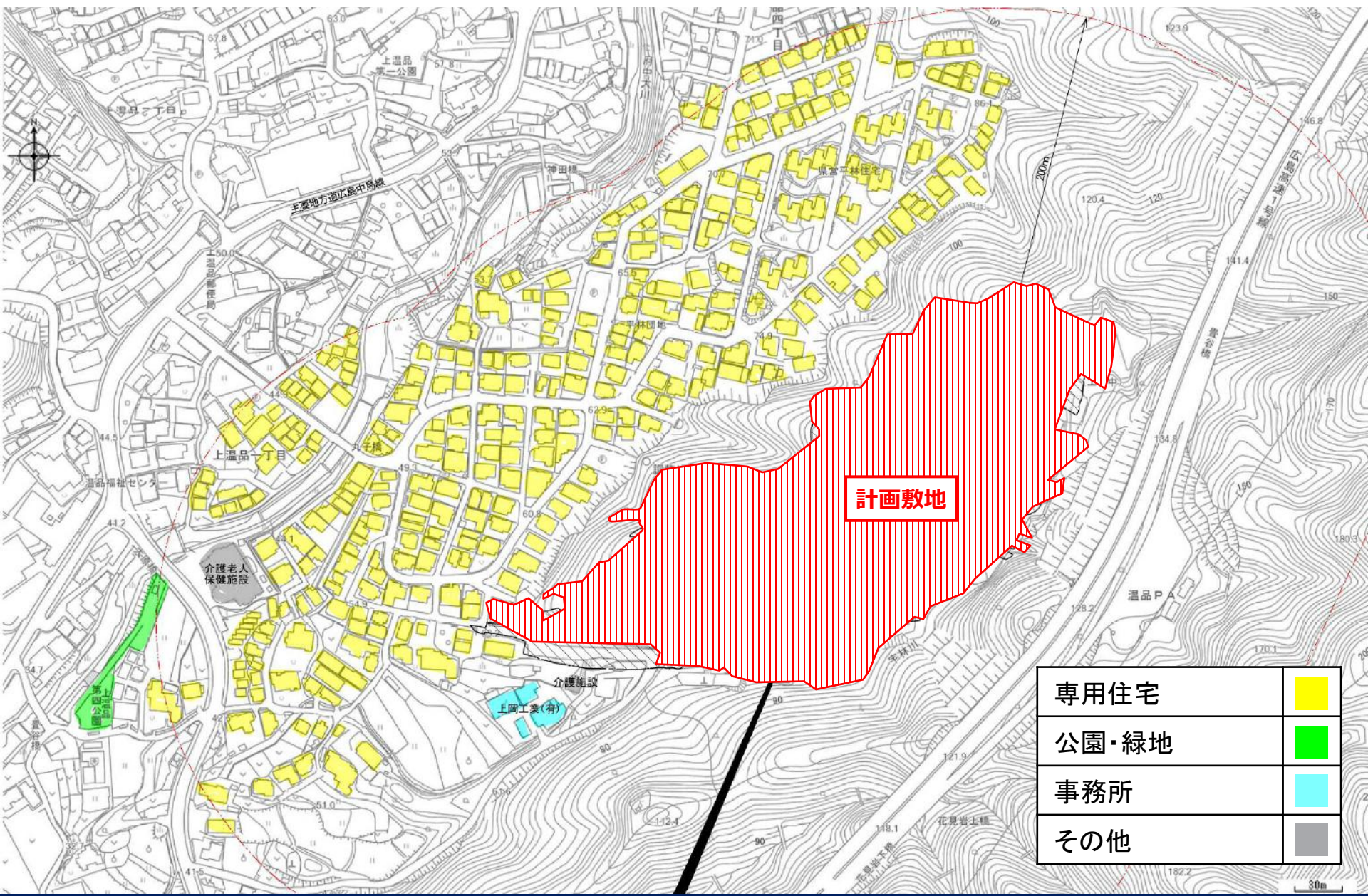


(補足資料) 申請地



(補足資料) 周辺の土地利用状況

7



(補足資料) 現況状況

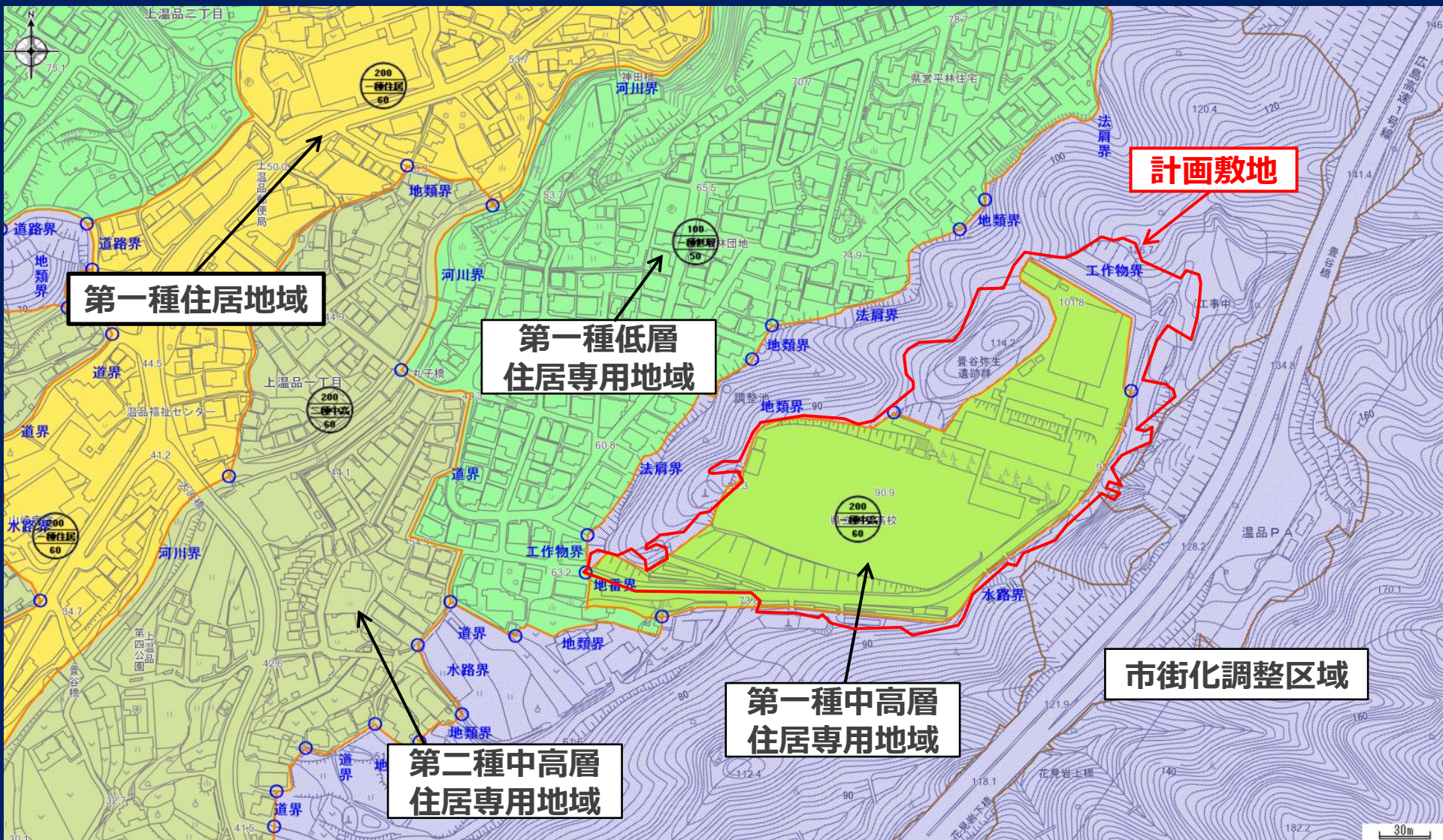


1 許可申請の概要

(3) 用途地域

第一種中高層住居専用地域

(一部用途地域の指定のない地域を含む)



(補足資料) 用途地域

用途地域	第一種低層住居 専用地域	第二種低層住居 専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
各用途地域の趣旨	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する。	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する。	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護する。	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護する。	住居の環境を保護する。	主として住居の環境を保護する。	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護する。	農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する。	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進する。	主として商業その他の業務の利便を増進する。	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する。	主として工業の利便を増進する。	工業の利便を増進する。

1 許可申請の概要

(3) 建築物の用途及び規模

用途

県立埋蔵文化財センター及び文書館
(倉庫、事務所、体育館、遺物収蔵庫、
展示室、集会所、機械室)

規模

延べ面積：12,488.33m²

申請に係る建築物の数：12



(補足資料) 敷地の概要

敷地・建物概要

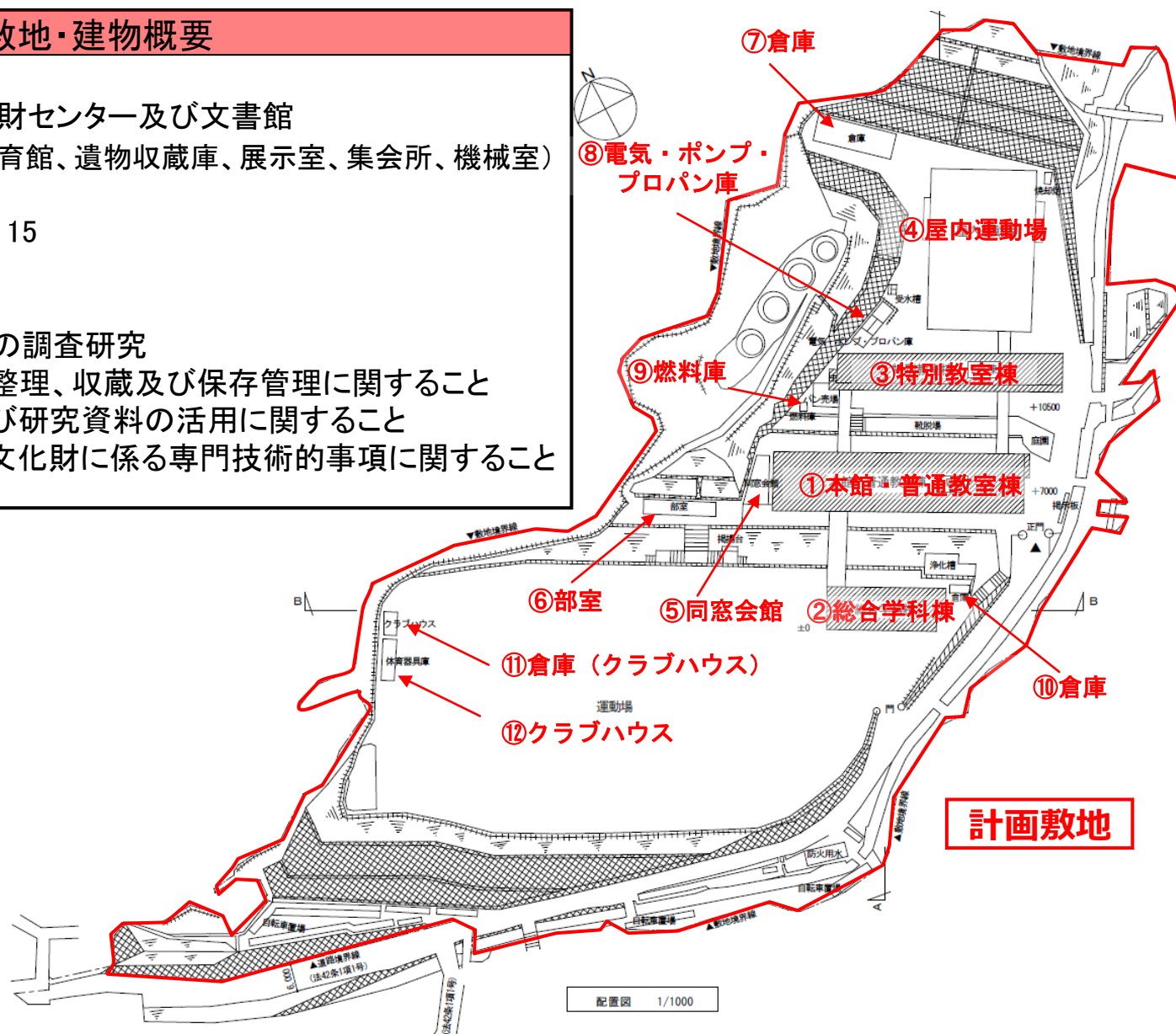
用 途⇒県立埋蔵文化財センター及び文書館
(倉庫、事務所、体育館、遺物収蔵庫、展示室、集会所、機械室)

建築物数⇒12棟

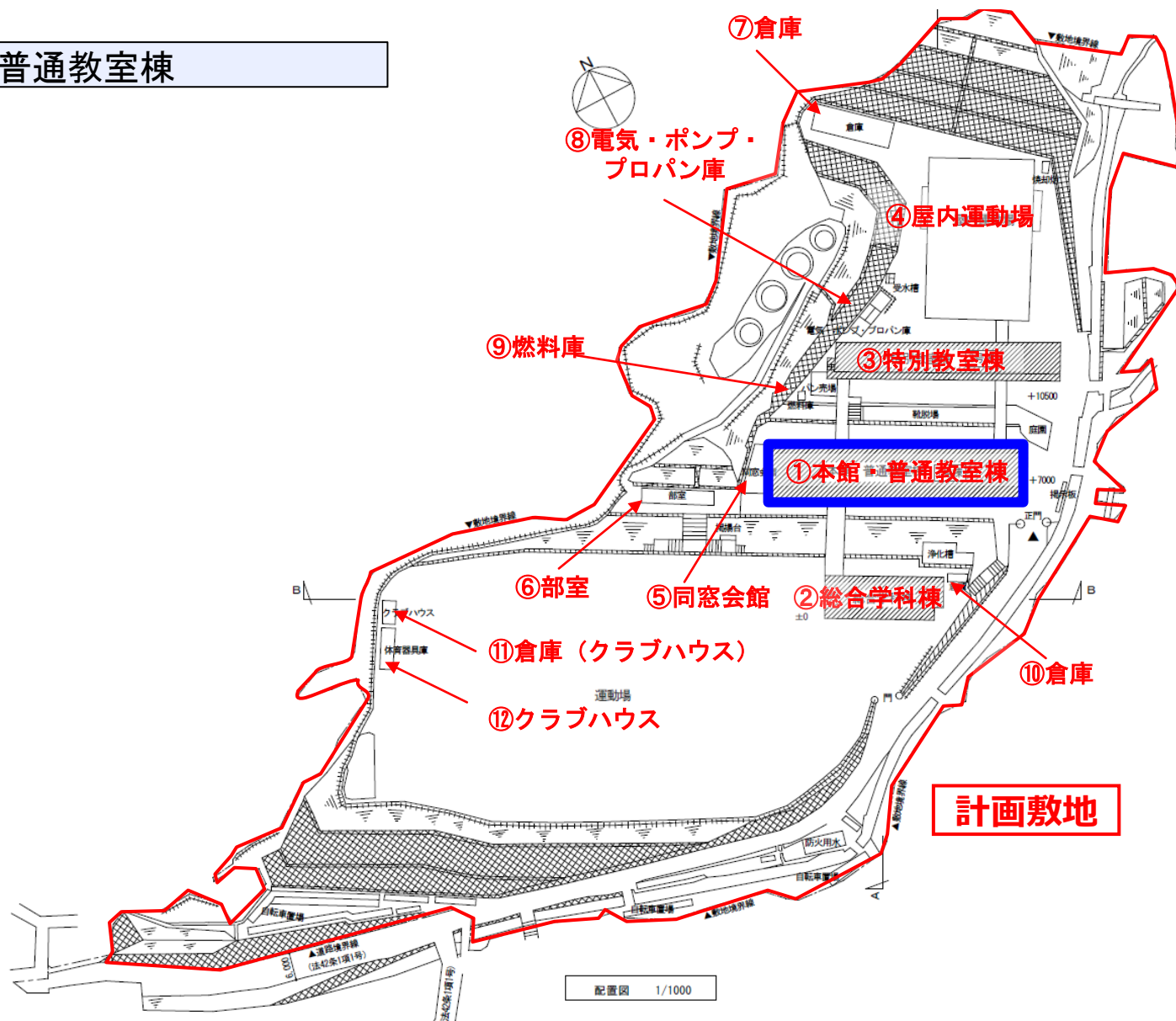
運営日時⇒平日8:30～17:15

従業員数⇒10数名程度

業務内容⇒①埋蔵文化財の調査研究
②出土遺物の整理、収蔵及び保存管理に関すること
③出土遺物及び研究資料の活用に関すること
④その他埋蔵文化財に係る専門技術的事項に関すること



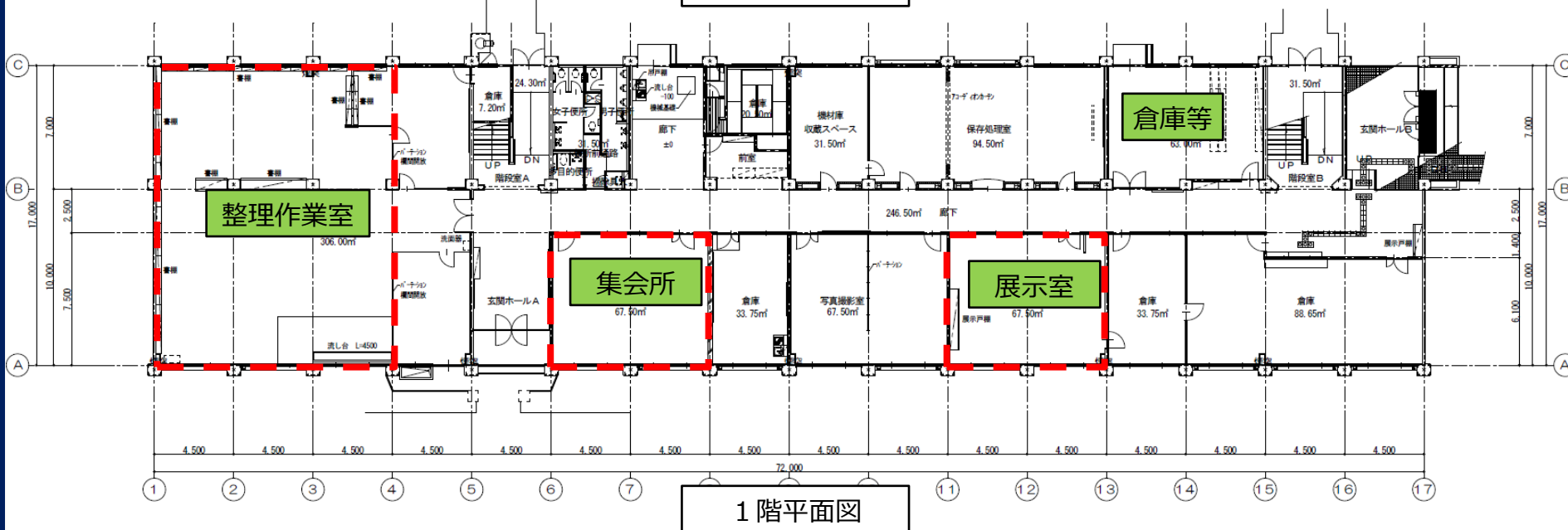
① 本館・普通教室棟



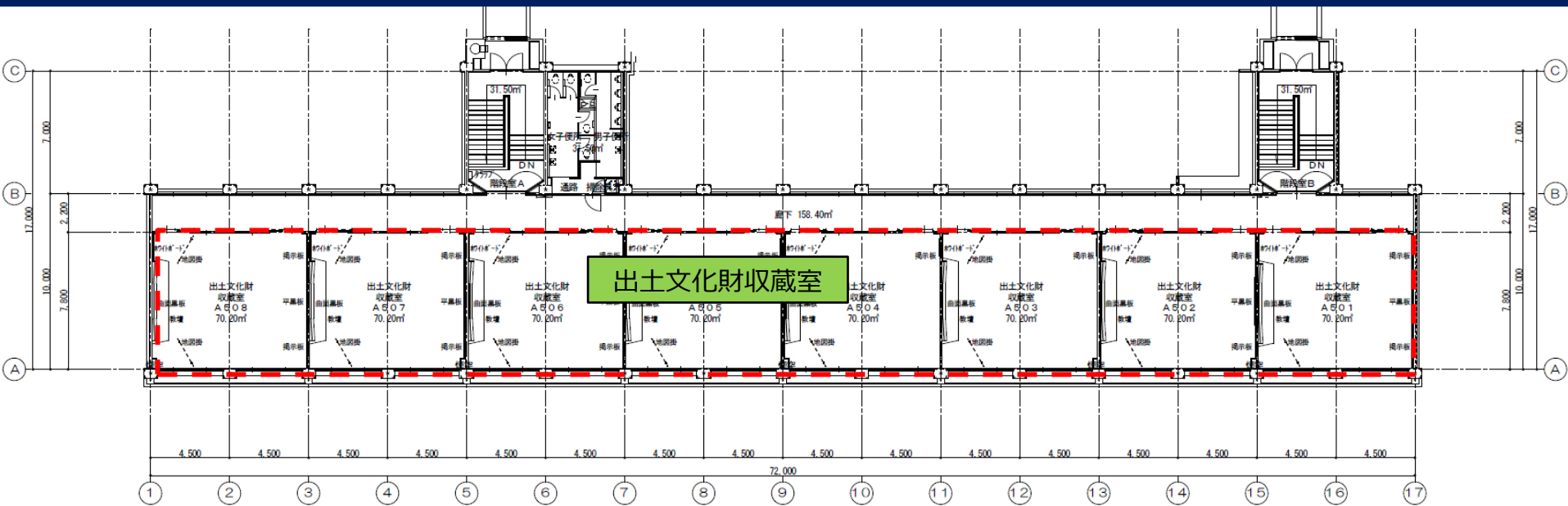
本館・普通教室棟

2階平面図

2階平面図

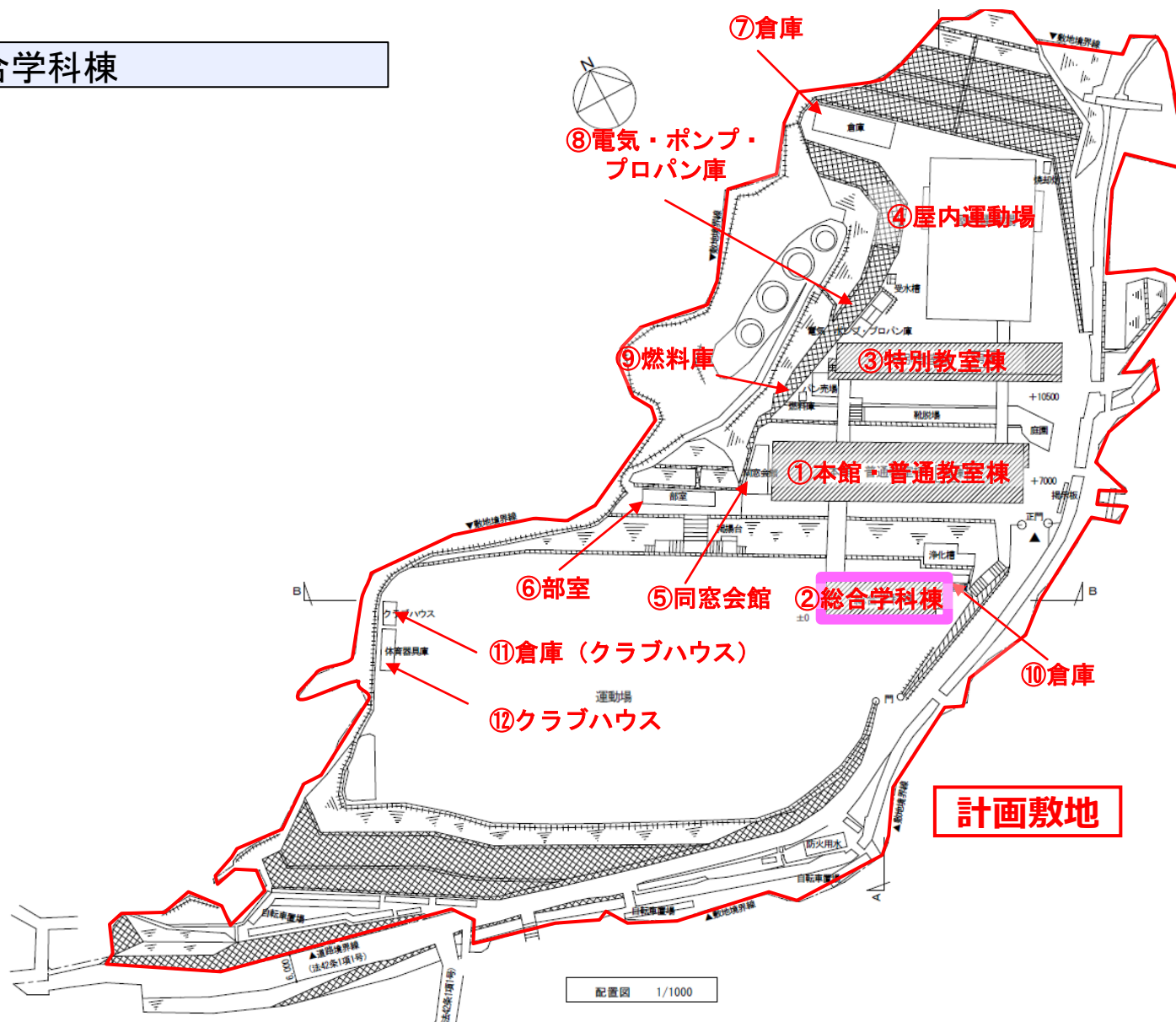


本館・普通教室棟



5 階平面図

②総合学科棟



[illegible][illegible]

[illegible]

Architectural floor plan of the 1st floor of the National Museum of Ethnology. The plan shows various rooms and their areas, along with dimensions and structural details.

Rooms and Areas:

- EVホール ±0: 29.60㎡
- 廊下 ±0: 48.34㎡
- 身障者対応便所: 4.34㎡
- 女子便所: 14.37㎡
- 男子便所: 14.93㎡
- 出土文化財収蔵室: 38.40㎡
- 出土文化財収蔵室 (Green box): 141.75㎡
- 屋外階段: 29.60㎡

Dimensions:

- Overall width: 32,500
- Overall height: 10,500
- Room widths (from left to right): 2,600, 4,000, 4,500, 4,500, 4,500, 4,500, 4,500, 3,400
- Room heights (from top to bottom): 2,500, 8,000, 1,100

Structural Details:

- EV: EVホール ±0
- UP/DN: Stairs
- PS: Power Switch
- 消火栓: Fire Hydrant
- 吊りTV台: Hanging TV Stand
- 黒板: Blackboard
- スクリーン: Screen
- 吊り下げカナル: Hanging Canal
- 流し台: Sink
- 作業台: Workbench
- 洗濯パン: Washing Pan
- 消火: Fire Extinguisher
- 屋外階段: Outdoor Stairs
- 木製棚: Wooden Shelf
- レンジフード: Range Hood
- 吊戸棚: Hanging Cabinet
- 調理台: Cooking Counter
- 洗面: Sink
- 手洗い: Hand Washing
- 浴槽: Bath
- PS: Power Switch
- 床見切り: Floor Cutting
- 吊り下げカナル: Hanging Canal
- 流し台: Sink
- 作業台: Workbench
- 流し台: Sink
- 洗面: Sink
- 手洗い: Hand Washing
- 浴槽: Bath
- PS: Power Switch

3 階平面図

教室棟

⑦倉庫

⑧電気・ポンプ・プロパン庫

④屋内運動場

③特別教室棟

①本館・普通教室棟

②総合学科棟

⑤同窓会館

⑥部室

⑩倉庫

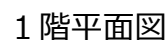
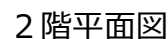
⑪倉庫(クラブハウス)

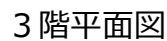
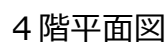
⑫クラブハウス

計画敷地

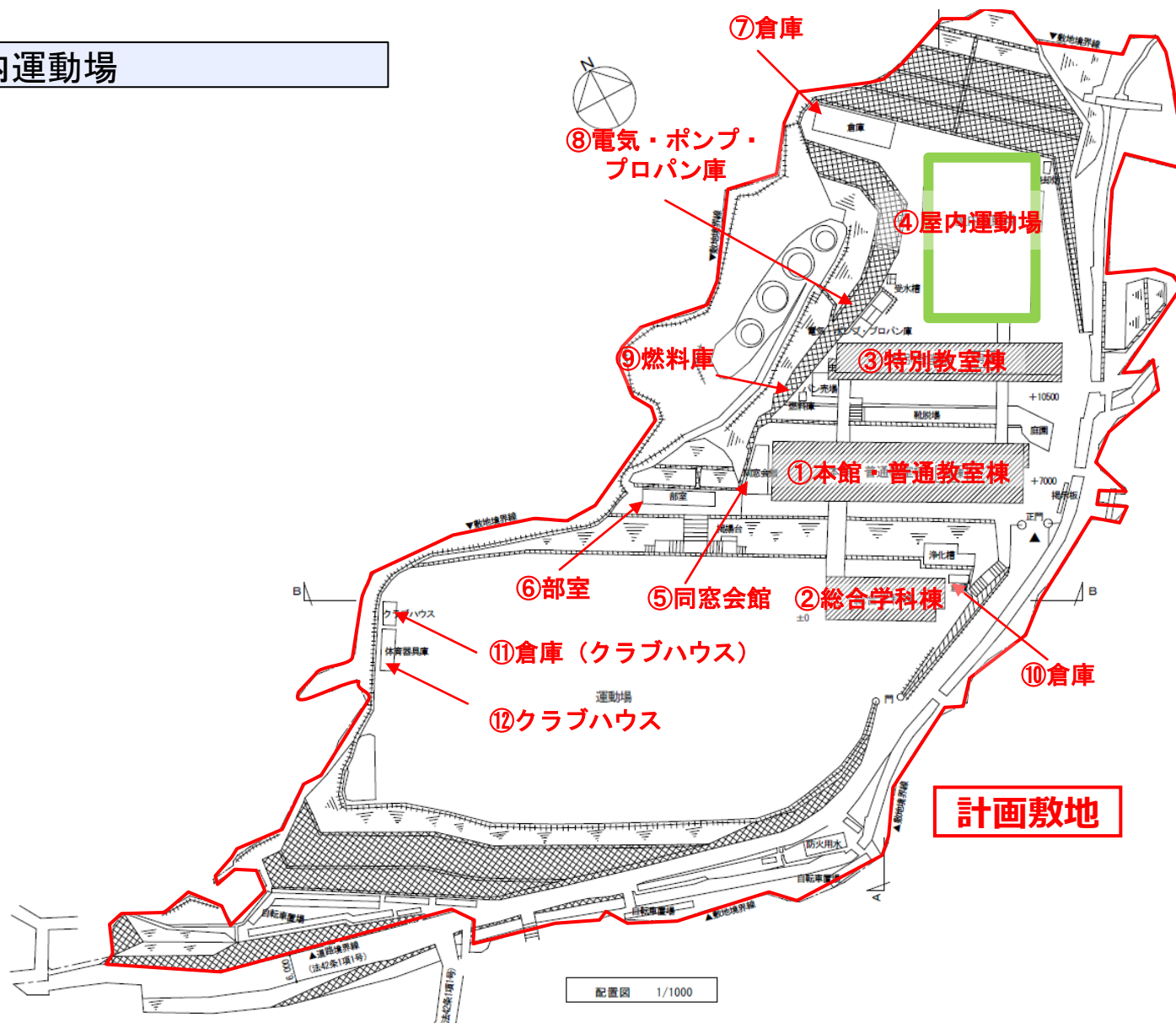
配置図 1/1000

收藏室・倉庫

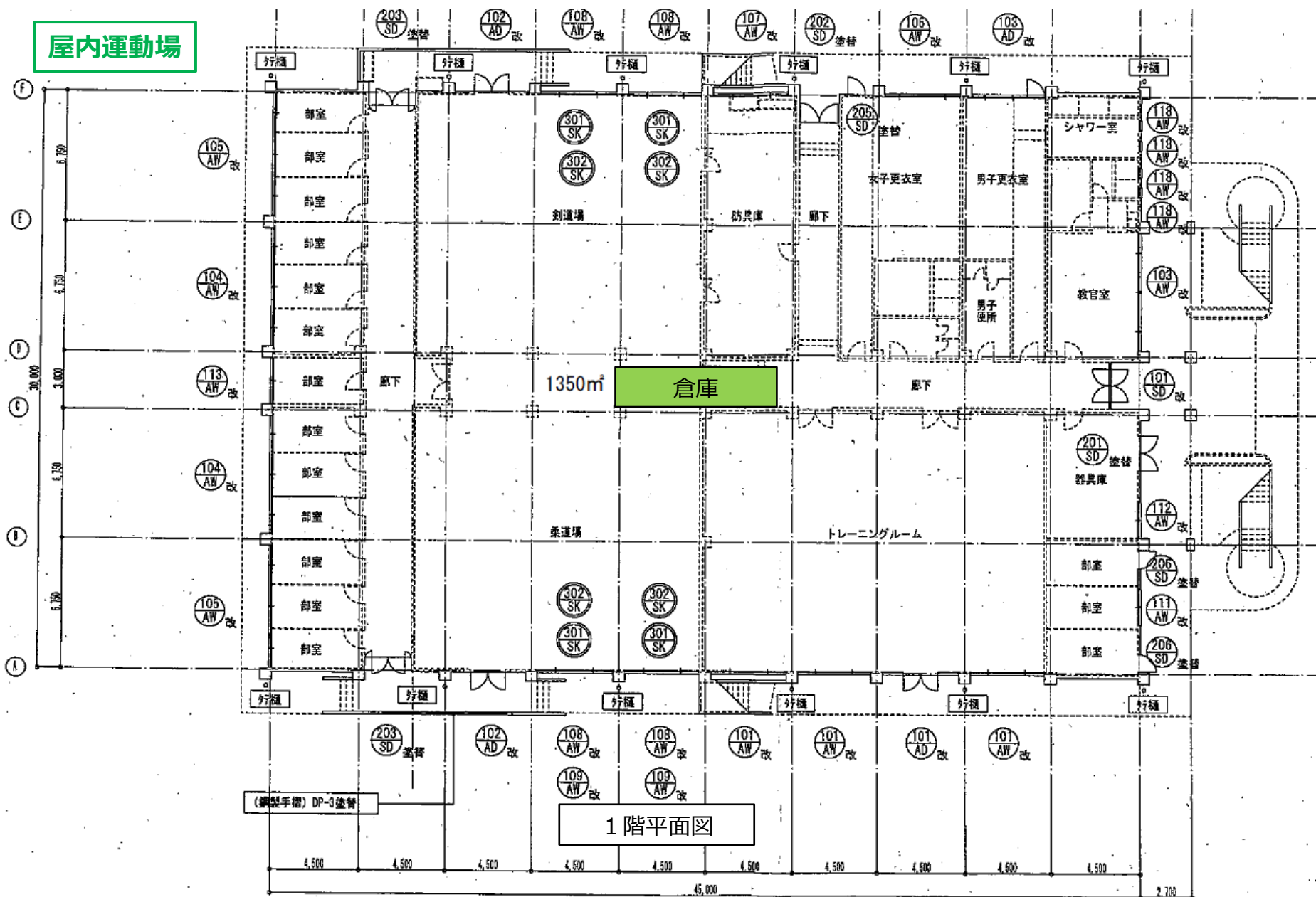


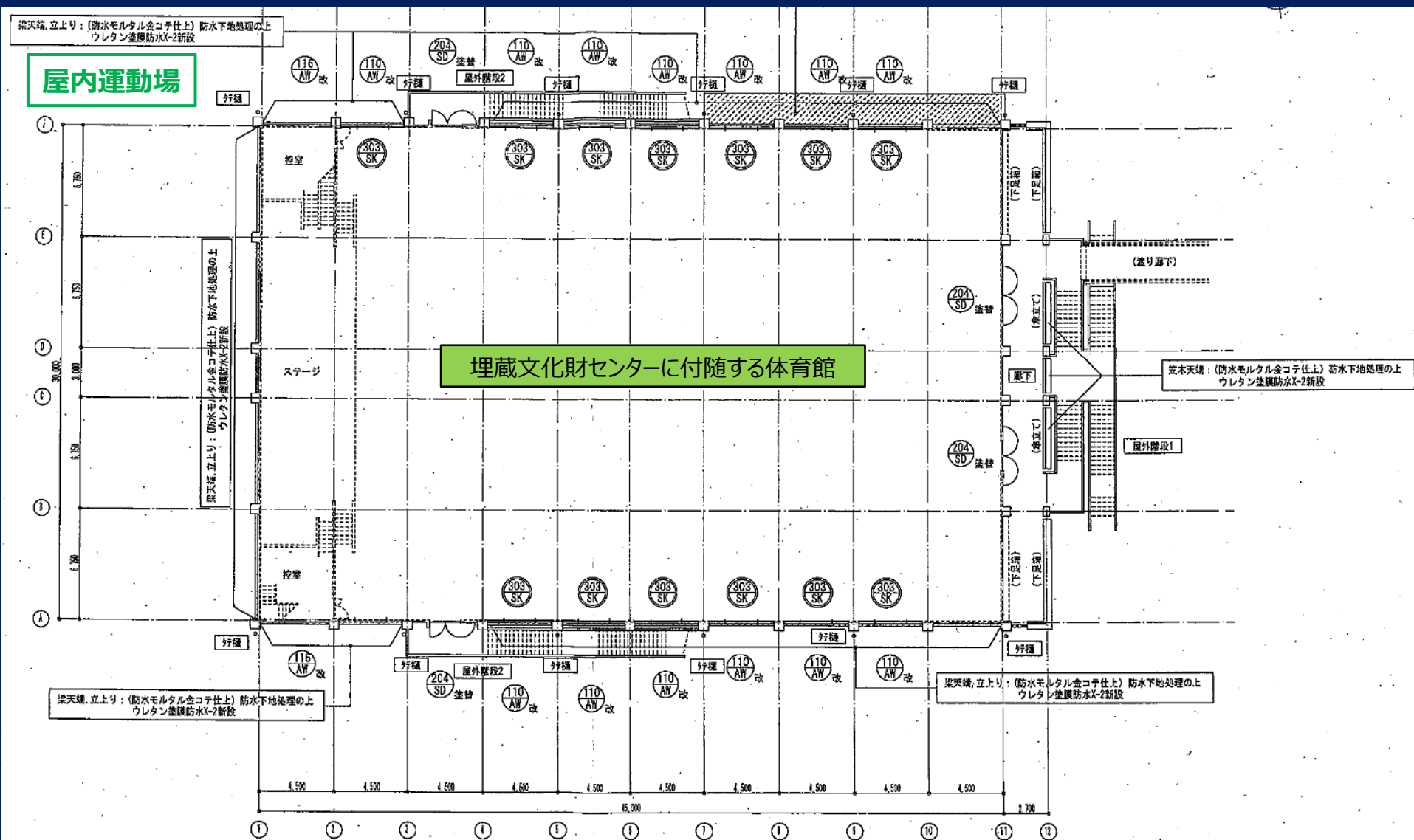


④屋内運動場



屋内運動場





Architectural floor plan of the 1st floor of the Nishimura Building. The plan shows a large rectangular space with a grid system. Key areas include a "放送室" (Broadcasting Room) at the top left, a "スタジオ" (Studio) at the top center, a "観覧席" (Audience Seats) area in the center, and a "ギャラリー" (Gallery) at the bottom. The plan is divided into several sections by walls and doors. Dimensions are provided along the top and bottom edges. Various annotations and callouts are present, including "防水モルタル金コテ仕上" (Waterproof Mortar Gold Coat Finish) and "防水下地処理" (Waterproof Underlayment).

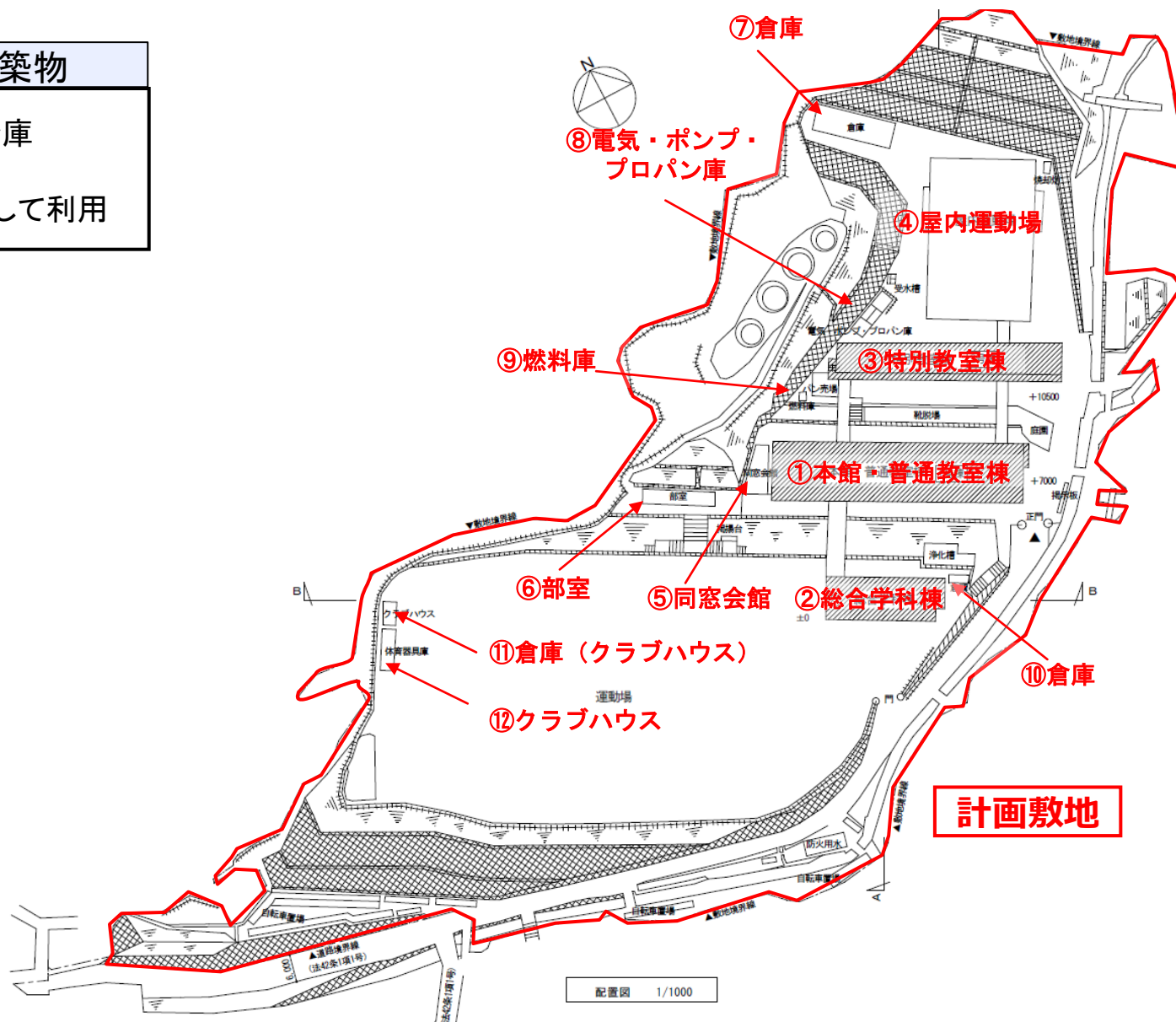
3 階平面図

その他⑤～⑫の建築物

⑧ 電気・ポンプ・プロパン庫

⑨ 燃料庫

その他の建築物は倉庫として利用



2 用途制限への適合について

計画建築物は倉庫、事務所、体育館、遺物収蔵庫、展示室、集会所等の用途からなる施設であり、第一種中高層住居専用地域に建築することができる建築物として建築基準法に限定列挙されているものに該当しない。

ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでないとされている。

(補足資料) 建築可能な用途

(い)	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	- 一 住宅 - 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの - 三 共同住宅、寄宿舍又は下宿 - 四 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの - 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの - 六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの - 七 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第一号に該当する営業(以下この表において「個室付浴場業」という。)に係るものを除く。) - 八 診療所 - 九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 - 十 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)
(ろ)	第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	(略)
(は)	第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物	- 一 (い)項第一号から第九号までに掲げるもの - 二 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの - 三 病院 - 四 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの - 五 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) - 六 自動車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) - 七 公益上必要な建築物で政令で定めるもの - 八 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)

3 公開による意見の聴取会の結果及び許可について ³³

- (1) 利害関係者からの公開による意見の聴取会の結果について
(法第48条第15項に基づき開催)

＜建築基準法第48条第15項＞

(用途地域等)

第48条第15項

特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。

3 公開による意見の聴取会の結果及び許可について ³⁴

(1) 利害関係者からの公開による意見の聴取会の結果について (法第48条第15項に基づき開催)

ア 開催日

令和7年9月29日（月） 午後7時30分～午後8時20分

イ 開催場所

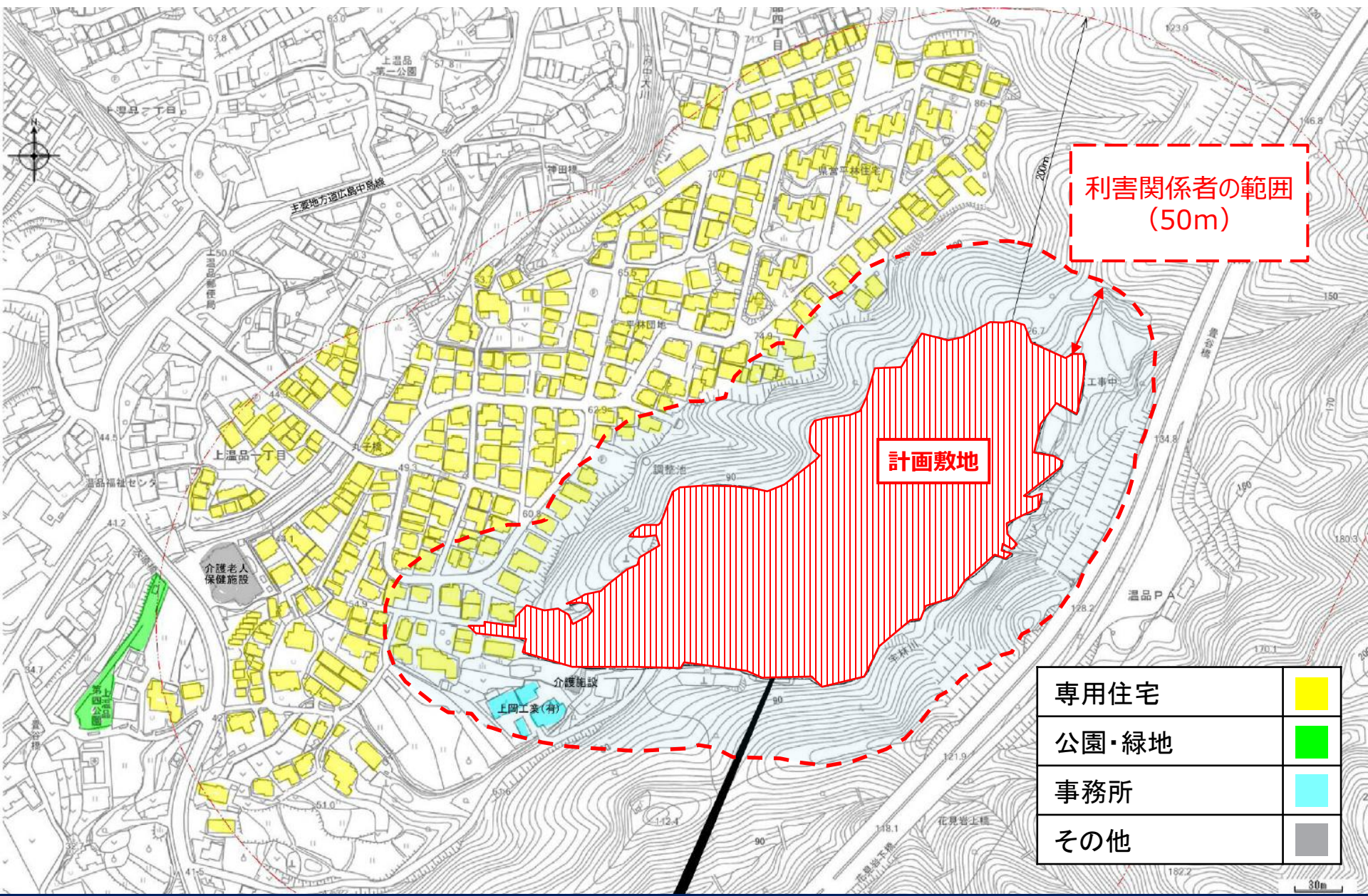
広島市温品福祉センター

ウ 出席者

8人

(全て申請敷地近傍の土地・建物所有者及び占有者である利害関係者)

(補足資料) 利害関係者



3 公開による意見の聴取会の結果及び許可について ³⁶

- (1) 利害関係者からの公開による意見の聴取会の結果について
(法第48条第15項に基づき開催)

Ⅰ 主な意見 次のとおり

3 公開による意見の聴取会の結果及び許可について ³⁷

1 建築許可に関するもの

- (1) なぜ用途地域変更ではなく特例許可申請を選んだのか。
(本市回答⇒ 個別の建築物に対応するため用途地域を変更することは適切でないことから、建築物に係る用途制限の特例許可によることとした。)
- (2) 広島県の計画に対し、広島市が許可を出す仕組みが分かりづらい。
(本市回答⇒ 建築基準法第48条第3項に基づく手続により、特定行政庁である広島市が許可権者となり、申請者である広島県に対し許可をすることとなる。)
- (3) 駐車場や新たな建物の建設予定はないのか。
(申請者回答⇒ 建設予定はない。)

3 公開による意見の聴取会の結果及び許可について ³⁸

2 建築許可に関するもの以外（参考）

いずれも所掌官署に情報提供し、対応を依頼済みである。

(1) 通行・道路・安全について

ア 墓地や団地への通行路が敷地内にあるが、今後も通行可能か。

イ 過去に工事車両による事故（塀・電柱への接触）が複数回発生した。安全対策の徹底と連絡窓口を明確にしてほしい。

ウ 道路の管理はどこが行っているのか。

エ ごみステーションの移設に関する過去の経緯と敷地の境界について確認したい。

3 公開による意見の聴取会の結果及び許可について ³⁹

(2) グラウンド・施設の活用について

ア 校庭（グラウンド）を公園として開放してほしい。校庭を公園化するにはどうすればよいか。

イ 子供たちが遊べる場所が地域に少ないため、教育委員会にはもっと子供のことを考えてほしい。

(3) 地域との関わり・イベントについて

ア 埋蔵文化財センターが地域に開かれた施設になるようイベント開催や展示公開をしてほしい。

イ 子供たちが文化財に触れられる機会を作してほしい。

3 公開による意見の聴取会の結果及び許可について ⁴⁰

(2) 許可について（案）

本市においては、許可に当たり、「広島市用途制限に係る特例許可基準」を定めているところ、本申請内容は次のとおり同基準に適合していると考えられることから許可するものとする。

1 計画敷地周辺の土地利用状況等（許可基準 1）

- 申請敷地は森林に囲まれており、住宅団地の住環境へ影響が及びにくい。
- 申請建物は、住環境に支障となるおそれのある騒音・振動などを生じさせる機能を有さない。
- 当該敷地内に立地する建築物は申請建物のみであり、将来的にも住宅が建設される計画はない。



適合



広島市用途制限に係る特例許可基準への適合性

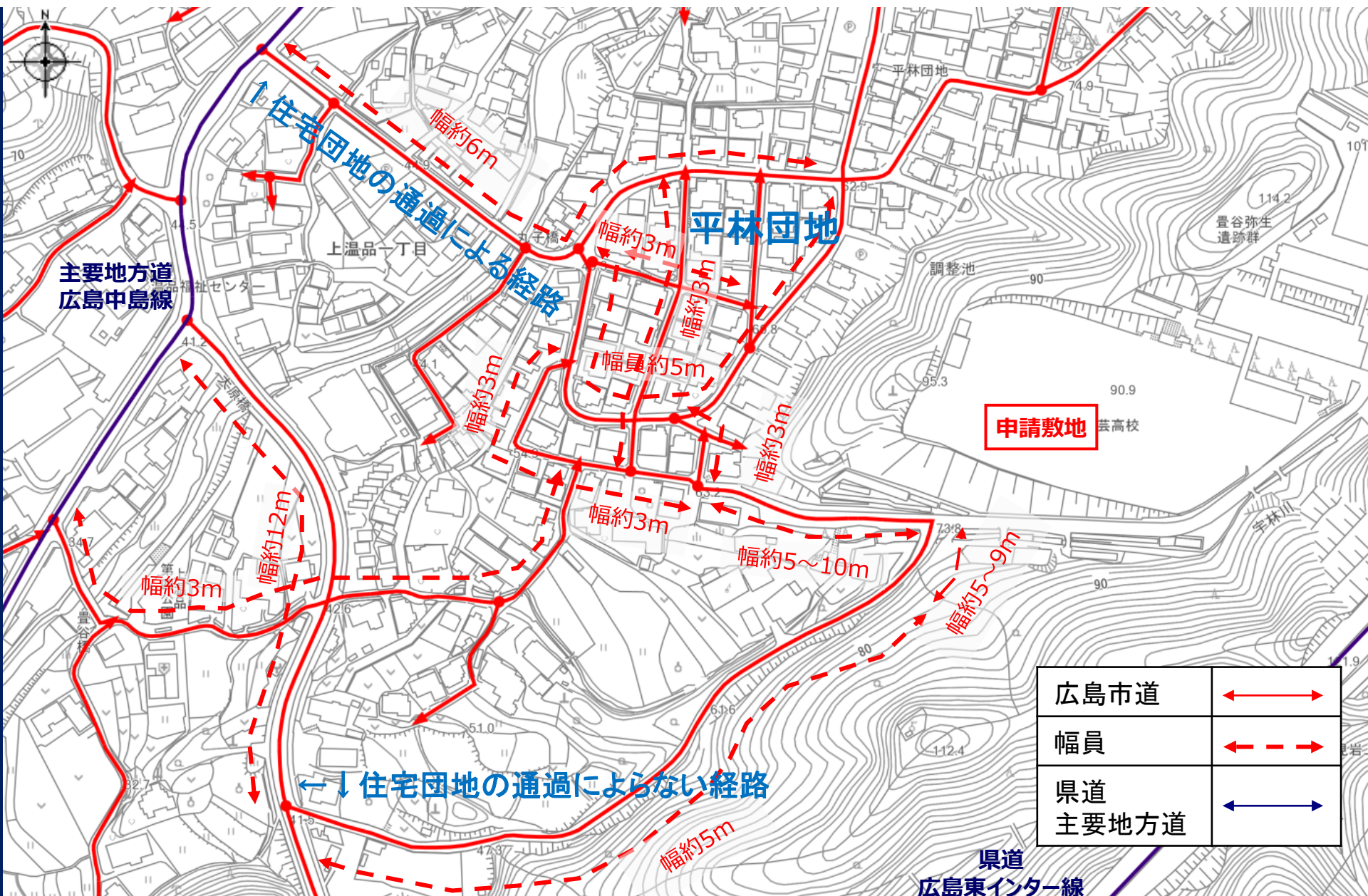
交通面への配慮（許可基準 2）

- 計画場所へは、幅員幅員は5～10メートル程度の住宅団地の通過によらない経路（東1区116号広島市道）が確保されており、計画建築物から発生する交通量は適切に処理できると考えられる。
- 計画建築物は、許可基準により33台以上の駐車台数が必要なところ、約430台確保している。（グラウンドに駐車が可能）
- 計画建築物は、許可基準により9台以上の駐輪台数が必要なところ、約400台確保している。



適合

(補足資料) 周辺の道路状況



公害関係への配慮（許可基準 3）

- 計画建築物は、騒音を生じる建築物ではない。
- 計画建築物から生じる廃液については、専門の業者に委託し処理を行うこととしている。



適合

景観等への配慮（許可基準4）

- 敷地内の計画建築物の周囲には、空地が十分確保されており、緑化率も約11.1%確保している。
- 外構計画については、外壁色をアイボリー色の低彩度なアースカラーとしている既存建築物から変更がないものであるため、景観上支障ない。

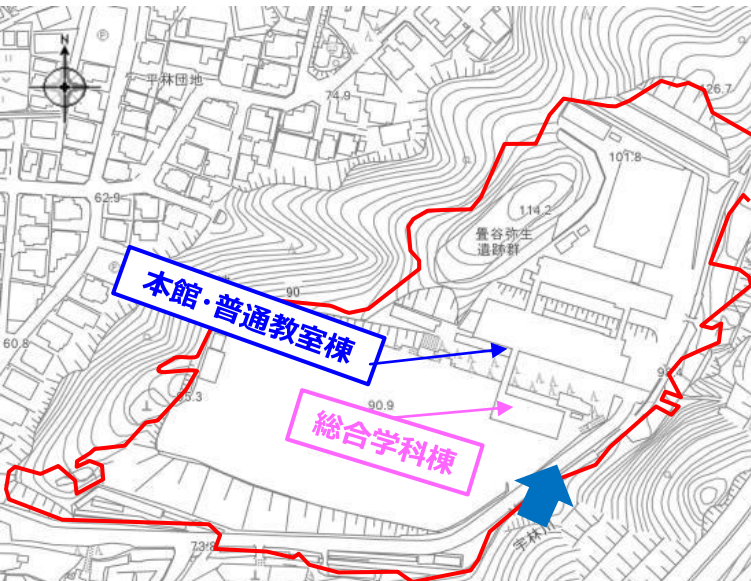


適合



敷地内の緑化部分

申請敷地



(は写真撮影位置)





(は写真撮影位置)





(➡は写真撮影位置)

特別教室棟



本館・普通教室棟

総合学科棟

屋内運動場

景観等への配慮（許可基準4）

- 敷地内の計画建築物の周囲には、空地が十分確保されており、緑化率も約11.1%確保している。
- 外構計画については、外壁色をアイボリー色の低彩度なアースカラーとしている既存建築物から変更がないものであるため、景観上支障ない。



適合

広島市用途制限に係る特例許可基準に適合

公開による意見の聴取会
計画に対する反対意見なし



第一種中高層住居専用地域における住居の環境を害するおそれがないと認められ、法第48条第3項の規定に基づく許可の対象と考える。

4 経緯及び今後の予定

53

【令和7年】

09月 08日

建築許可申請

09月 29日

公開による意見の聴取会

10月 28日

建築審査会

(建築審査会の同意が得られた場合)

消防庁の同意取得



許可